

は じ め に

近年、地方自治体を取り巻く状況は、大きく変化しています。少子高齢化、急速なITの進展、地球規模での環境保全への意識の高まりなどといった社会情勢の変化の中で、今後求められてくる、少子高齢社会への対応や、高質な生活環境の整備・生涯学習の充実など住民サービスは多様化、高度化してきており、その適切かつ効率的な対応が迫られています。

このような状況の中で、「第4次桂川町総合計画」を策定した平成13年度以降の5年間を見てもみると、国の膨大な借金返済のあおりを受けて、地方交付税の削減、さらには、現在、国において進められている「三位一体」の改革等と併せて、全国での市町村合併の推進問題と情勢は慌しく変化してきました。

本町も、その影響を受け、嘉飯山2市8町合併協議会に参加し、合併協議を行ってきましたが、諸般の事情により協議会を離脱することとなり、当分の間は、単独での町政運営を強いられることとなったところです。

本町の財政事情は非常に厳しく、平成17年3月には「財政非常事態」の宣言を行いました。

併せて、財政立て直しのため、「桂川町行政改革推進委員会」を設置し、行政改革に伴う諮問を行い、平成17年9月にその答申をいただいたところです。

今後は、その答申内容の検討を行い、積極的に行財政改革を推進していく所存です。

なお、今後の本町のまちづくり方針といたしましては、ハード面の整備は、ほぼ完了していることから、ソフト面での充実を図り、更なる魅力あるまちづくりを目指し、推進して参ります。

計画実現のため、今後、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成18年3月

桂川町長 前田 説 生

目 次

第 4 次 桂 川 町 総 合 計 画 (後期基本計画・平成 18 年度～平成 22 年度)

各 論

第 1 章 町民主役のまちづくり	1
1.1 町民のまちづくり意識の高揚	1
1.2 コミュニティー活動体制の充実確立	3
1.3 ボランティア活動の推進	4
第 2 章 人にやさしい健康福祉のまちづくり	5
2.1 地域福祉の推進	5
2.2 保健・医療活動の充実	7
2.3 高齢者福祉の充実	10
2.4 児童福祉・子育て支援対策の充実	12
2.5 障害児者福祉の充実	14
2.6 社会保障の充実	16
第 3 章 一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり	18
3.1 人権教育・啓発の推進	18
3.2 男女共同参画社会の確立	21
第 4 章 ふれあい豊かな文化創造のまちづくり	23
4.1 生涯学習体制の確立と社会教育活動の推進	23
4.2 スポーツ・レクリエーション活動の充実	25
4.3 幼児教育・学校教育の充実	27
4.4 青少年の健全育成	29
4.5 芸術・文化活動の充実	30
4.6 文化財の保存・伝承	32

第5章 緑の快適環境のまちづくり	34
5.1 公園・緑地の整備	34
5.2 ふるさと景観の形成と環境保全活動の推進	36
5.3 上・下水道の整備	38
5.4 環境衛生とリサイクル対策の充実	39
第6章 安全で利便性の高いまちづくり	41
6.1 調和のとれた土地利用の推進	41
6.2 市街地の整備	43
6.3 道路・交通網の整備	45
6.4 住宅対策の充実	47
6.5 情報通信基盤の整備	49
6.6 防災対策、消防・救急体制の充実	51
6.7 交通安全・防犯対策・消費者対策の充実	53
第7章 活力ある産業のまちづくり	55
7.1 農業の振興	55
7.2 商工業の振興	57
7.3 観光の振興	59
7.4 雇用対策と勤労者福祉の充実	61
第8章 計画推進のために	62
8.1 町民参加の推進	62
8.2 行政運営の改革の推進	64
8.3 財政運営の効率化	66
8.4 広域行政の推進	68

後期基本計画策定の背景と意義

本町の「第4次桂川町総合計画」の基本構想は、地方自治法第2条第4項に基づき、平成13年度を初年度として平成22年度を目標年度と定め、10年間のまちづくりの将来像を描き、総合的かつ計画的に推進するため、町の基本方針としての役割と性格を持つものであり、町の最上位計画と位置付けられます。

まちづくりの将来像「人と緑が輝くふれあい拠点の町 桂川」の実現を図るために、次の7つの基本施策を定め、これに基づいた町の実施計画の作成を行い、町民と行政が一体となって、新しいまちづくりの計画的な施策を展開します。

町民主役のまちづくり

人にやさしい健康福祉のまちづくり

一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり

心豊かな文化創造のまちづくり

緑の快適環境のまちづくり

安全で利便性の高いまちづくり

活力ある産業のまちづくり

前期基本計画策定時の平成13年度以降も、さらに景気の低迷による不況が長引き国、地方とも、大変厳しい財政状況となっています。それに追い討ちをかけるように「三位一体の改革」が推進され、国の財源不足で、地方交付税は、毎年削減され続けています。本町の予算は自主財源に乏しく、地方交付税の依存度が高い予算編成となっており、厳しい財政状況になることが予想されます。このような財政状況を踏まえて、「財政非常事態宣言」を行い、行政経費の削減など徹底した行財政改革を推進して、持続可能な小さな自治体を目指して取り組んでいます。

一方、本町の産業振興を支え続けた「過疎地域活性化特別措置法」は、平成12年に「過疎地域自立促進特別措置法」に改正され、本町は過疎地域の指定から脱却し、経過措置団体として平成16年度までの5年間延長されました。

また、生活基盤・産業基盤を整備するなど、地域振興に成果を上げてきた「石炭関係六法」（緊就・開就等）も平成13年11月に失効になりましたが、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（特定地域開発就労事業）」だけが継続されています。

本町における、少子化・高齢化は急速に進行しています。これに対応するための様々な計画を立てて取り組んでいるところです。また、平成12年4月に介護保険制度が施行され、本町も福岡県介護保険広域連合に加入して、要介護者を積極的に支援・協力しているところです。

また、人口の減少についても、全国的に減少傾向になる中で、本町も人口の減少がみ

られ、これに対する施策として、旭ヶ丘住宅団地造成の整備等諸施策に取り組んできたところです。

教育・文化面については、老朽化していた学校給食共同調理場を平成 16 年度にオープンして、より魅力ある給食づくりに取り組んでいます。健康で心豊かな人づくりを目指して、町民の誰もが気楽に利用できるグラウンド・ゴルフ場及び総合グラウンドの夜間照明施設の整備、桂川東部地域における社会教育拠点施設として位置付け、老朽化により危険建物としての桂川東小学校屋内運動場の建設事業を実施してきました。

文化財においては、王塚古墳の後円部の墳丘復元に取り組み、周辺部を遊歩道として整備してきたところです。

生活基盤の整備については、未給水地域の解消のため、内山田地区給水区域拡張工事を実施し、また、有収率向上のため年次計画に基づき、老朽化した配水管の敷設替えに取り組んでいます。下排水に対処するために、今後とも合併処理浄化槽の設置整備事業の促進等を図っているところです。

嘉飯山 2 市 8 町合併問題については、平成 16 年 6 月 28 日の「嘉飯山 2 市 8 町合併協議会」において、本町は離脱表明を行った結果、平成 18 年 3 月 26 日には飯塚市（飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・潁田町）、3 月 27 日には嘉麻市（山田市・稲築町・碓井町・嘉穂町）が誕生し、当分の間は、桂川町単独の町政運営をしていかなければなりません。今後は、町民の意見を十分に尊重し、合併を視野に入れて、慎重に検討していかなければなりません。

このように本町では、大きな課題に直面しており、これに対応した新しいまちづくりの必要があると認識し、前期基本計画の期間が満了することに伴い、計画内容を見直し、ここに第 4 次桂川町総合計画の後期基本計画を策定するものです。

計画の目的と期間

基本構想は、平成 13 年度を初年度として平成 22 年度までの 10 年間を計画期間として、21 世紀の将来像を定めています。

基本構想を実現するための前期基本計画（平成 13 年度～17 年度）が満了することに伴い、後期基本計画（平成 18 年度～22 年度）を策定するものです。

本計画は、長引く景気低迷による経済情勢の変化に伴って、見直しを行い、引き続き『人と緑が輝くふれあい拠点の町』の将来像実現のため、施策の基本方針を示すものです。